

地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会（第16回）

議 事 次 第

日 時 平成27年10月21日（水）

17：20～18：20

場 所 総務省 11階会議室

議 事

1 開会

2 配付資料説明

3 意見交換

4 その他

資料 1

地域手当の指定基準に関する
論点

地域手当の指定基準に関する論点についての考え方（案）

本検討会は、昨年12月に給与制度の総合的見直しに関して報告書を取りまとめた。その過程において地方団体等から、地域手当の指定状況について地域手当の指定方法、近隣団体間での格差拡大への対応、地域の一体性を考慮した市町村に対する補正のあり方、級地区分ごとの支給割合の差の幅に対する疑問、支給地域等の見直し期間などについて様々な意見を聴取したが（別紙）、これらの意見に関し、本検討会は、現時点で人事院が作成した地域手当の指定基準と『異なる客観的な基準を設けることは困難であると考えられる』、『地域手当については、地方公務員給与においても人事院が作成した基準にのっとって支給地域・支給割合を定めることが原則と考えられる』とした。

一方、同時に『今回の見直しにおける各地域の実情を十分に分析し、（中略）地域手当のあり方について将来に向けて研究を行っていくことが望まれる』とし、引き続き、地域手当の指定基準に関する論点について検討を行ってきたところであり、本検討会としての考え方を以下のとおりとりまとめる。

なお、地方公務員の給与については、国民・住民の理解と納得が得られるものであることが何よりも重要であり、地域の民間給与をよりの確に反映したものとなるよう、十分留意すべきである。

1. 人口5万人未満の市及び町村に対する賃金指数による指定基準の活用

国の指定基準では地域における民間賃金の把握に賃金指数を用いているが、地域における民間賃金の把握が可能な地域を単位とする観点から人口5万人以上の市のみを対象に賃金指数（過去10年間平均）を算出している。

今回、人口5万人未満の市及び町村についても賃金指数を算出したデータをもとに検証したところ、人口5万人以上の市と比べ、十分な賃金データを確保できず、賃金データの存在年数が少ない、過去10年間の賃金データのばらつきが大きいなど、データの信頼性に問題がある。また、賃金構造基本統計調査は、調査対象事業所を都道府県別、産業別、事業所規模別に抽出しているため、市町村単位では標本数やデータ数の制約があるほか、市町村によっては、年により事業所の産業・規模に偏りが生じる。このため、その活用には限界がある。

2. 中核的な市への通勤者率による補正（パーソントリップ補正）の延長

国の指定基準では、地域の一体性を考慮した支給地域の補正を行うため、賃金指数の基準を満たす中核的な市（都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市）への通勤者率の高い地域について、6級地（6%）又は7級地（3%）に指定している（パーソントリップ補正）。補正段階を、6級地又は7級地の2段階の指定にとどめているのは、法律上『地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基

礎とし、当該地域における物価等を考慮して（中略）職員に支給する』（一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第1項）とされていることから、賃金指数による指定基準を基本とし、それを補完するものと位置づけているためであると考えられ、一定の合理性はある。

一方、本検討会では、今回、

- ① 補正段階を現行2段階から6段階（最大2級地）まで延長する。
- ② ただし、補正による支給割合（級地）の上限は、現行の国の指定基準の支給割合（級地）から1段階までに限る。

という考え方で試算したところ、客観的なデータにより労働力市場としての一体性が示される納得性がある類型であり、かつ、現行の国の指定基準の支給割合（級地）から1段階までに限ることにより、パーソントリップ補正を補完的なものと位置づけていることとの整合性も保たれると考える。

3. 支給地域に囲まれた非支給地における当該支給地域への通勤者率による補正の導入

国の指定基準では、地域の一体性を考慮した支給地域の補正はパーソントリップ補正のみによって行われているが、本検討会では、今回、地域手当の支給地域に囲まれた非支給地及び複数の支給地域に隣接する非支給地について補正を行うことについても検討を行ったが、

- ・ 介護報酬における地域加算については、公務員の地域手当の設定に準拠しつつ、公務員の地域手当の設定がない地域に対して、複数の支給地域に隣接する場合の独自の補正が行われている※が、支給地域に囲まれる、又は複数の支給地域に隣接するのみでは地域の一体性を示す客観的なデータに基づく検証が困難であると考ええる。
- ・ 一方、
 - ① 支給地域に囲まれた非支給地域のうち、当該支給地域への通勤者率が50%以上であるものを支給地域とすること。
 - ② ただし、補正による支給割合（級地）の上限は、現行の国の指定基準の支給割合（級地）から1段階までに限る

という考え方で試算を行ったところ、2と同じく、客観的なデータにより労働力市場としての一体性が示される納得性がある類型であり、かつ、現行の国の指定基準の支給割合（級地）から1段階までに限ることにより、パーソントリップ補正を補完的なものと位置づけていることとの整合性も保たれると考える。

※ 第123回（平成27年6月25日）社会保障審議会介護給付費分科会資料より。

4. 支給割合の段階の細分化

国の指定基準に応じた支給割合（級地）の段階は、3%、6%、10%、12%、15%、16%、20%となっている。これは、地域手当の前身である調整手当との連続性、円滑な移行を考慮して設定されているものである。

今回、この支給割合の段階の刻みを細分化することについて検討したところ、民間賃金の状況をよりきめ細かく反映できる反面、支給割合の変動が起こりやすくなり、給与制度の安定性の面から課題がある。

なお、賃金指数の算出されている団体を対象に、仮に支給割合を1%刻みとして試算すると、現行より支給割合が上昇する団体よりも低下する団体の方がはるかに多い結果となった。

5. 見直し期間の短縮

地域手当の支給地域・支給割合の見直しは、『10年ごとに見直すのを例とする』（人事院規則9-49第16条）とされている。

今回、この見直し期間を、より短い期間とし、社会経済情勢の変化に迅速に対応させることについて検討したところ、例えば、10年とされている見直しを5年とすれば、データの安定性や直近の経済状況の反映が図られる一方、給与制度が安定的に運用される期間が短くなるという課題がある。

以上

今回の地域手当の見直しに関する 個別の地方団体の意見

- 地域手当の指定基準が3%、6%、10%、12%という粗い刻みとなっており、切り捨てる部分が多いことを考慮すべきではないか。
- 支給団体に囲まれた非支給地もあるなど、近隣団体との地域手当の支給割合の格差が大きい場合もあることから、何らかの配慮ができないか。
- 地域手当について、生活圈や経済圏を考慮した設定ができないか。
- 賃金指数による指定が5万人以上の市とされていることから、町村は民間賃金が高い地域であっても地域手当の対象とならない一方、大都市に通う人が多い町村は、パーセントリップ補正により地域手当の対象となっており、バランスを欠くのではないか。
- 同一の職務でありながら20%もの差をつけることが適当か。
- 地域間の給与差が大きくなると優秀な人材の確保ができなくなるのではないか。
- 東京23区への通勤圏にある地域の場合、地域手当の支給割合が高い東京に人材が集まってしまい、東京一極集中につながるのではないか。
- 社会経済状況の変化に対応するため10年ごととされている見直しについて、より短い期間での見直しとすべきでないか。

【地方団体の意見聴取の方法・経過】

- ・ 地方公務員の給与水準等に関する調査研究会（平成25年度）

第1回	平成26年1月9日	}	都道府県（7団体）、指定都市（2団体）、一般市（2団体）の人事担当課、市町村担当課及び人事委員会から意見聴取
第2回	同年1月16日		
第3回	同年1月23日		
- ・ 地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会（平成26年度）

第3回	平成26年6月13日	全国知事会（岐阜県副知事）から意見聴取
第4回	同年6月24日	全国市長会（香川県さぬき市長）及び全国町村会（大分県九重町長）から意見聴取
- ・ 上記のほか、国と地方の協議の場における地方側代表者の発言等

資料 2

地域手当に係る論点整理を
踏まえた総務省としての方針

地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会における 地域手当に係る論点整理を踏まえた総務省としての方針

「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）が取りまとめた地域手当に係る論点についての考え方においては、

- ① 中核的な市への通勤者率による補正（パーソントリップ補正）の補正段階を現行の２段階から６段階（最大２級地）まで延長すること。
- ② 支給地域に囲まれた非支給地域のうち、当該支給地域への通勤者率の高いものを支給地域とすること。
ただし、補正による支給割合（級地）の上限は、現行の国の指定基準の支給割合（級地）から１段階までに限る。

については、客観的なデータにより労働力市場としての一体性が示される納得性がある類型であり、かつ、現行の国の指定基準の地域手当支給割合から１段階までに限ることにより、パーソントリップ補正を補完的なものと位置づけていることとの整合性も保たれると考えるとしてされている。

総務省としては、上記の類型について、人事院において、次回、地域手当の支給地域・支給割合の見直しが行われる際に反映の検討がなされるよう、人事院に申入れを行うこととする。

なお、実際に国において見直しがなされ、上記の類型が地域手当の支給地域・支給割合に反映されない限り、上記類型に該当する団体であっても、引き続き「均衡の原則」（地方公務員法第24条第3項）に基づき、国における地域手当の指定基準にのっとりて支給地域・支給割合を定めることが原則である。